（定時・臨時）株主総会議事録

年　月　日（　曜日）午前・午後　時　分から、当会社の本店（○○県○○市○○　丁目　番号）において、（定時・臨時）株主総会を開催した。

注：Web 会議などで出席した株主・取締役がいる場合は、その方法も書く。例「○○取締役は Web 会議システムにより出席した」

株主の総数　　名　発行済株式の総数　　株（自己株式を除く）
議決権を行使できる株主の数　　名　議決権の総数　　個
出席した株主の数（委任状による出席を含む）　　名　出席した株主の議決権の数　　個
出席した取締役　○○○○（代表取締役）、○○○○（取締役）
出席した監査役　○○○○（監査役を置かない場合は、この行を削除する）

議長　代表取締役　○○○○

議長は、開会を宣し、上記のとおり定足数を満たしているので本総会は有効に成立した旨を告げ、議案の審議に入った。

議案　取締役の報酬等の総額（上限）を定める件

議長は、当会社の取締役に対する報酬等について、次のとおり定めたい旨を述べ、その可否を諮ったところ、出席株主の議決権の（全員一致・過半数）をもって、原案どおり承認可決した。

（１）対象となる期間　　年　月　日から　　年　月　日までの事業年度（以後、改めて決議するまで同じ）

（２）取締役全員に支払う報酬等の総額　年額　　円以内（月額　　円以内）

（３）使用人兼務取締役に支払う使用人分の給与は、上記に（含めない・含める）。

議長は、本議案を提出した理由として、○○（取締役の報酬等を相当とする理由）を説明した。

注：取締役の報酬等を定める議案を提出した取締役は、株主総会で、その額などを相当とする理由を説明しなければならない（会社法 361 条 4 項）。議事録には、説明があったことも書いておく。

（４）各取締役に支払う具体的な金額、支払時期その他の方法は、取締役会（取締役会を置かない会社は取締役の過半数の一致）に一任する。

注：役員報酬は、定款に定めがなければ株主総会の決議で定める（会社法 361 条 1 項）。金額が確定しているときはその額、確定していないときは計算の方法を決める。上限額だけを決めて、個別の額を取締役会などに任せる形は実務で広く使われている。

注：取締役が 1 人だけの会社は、（４）を省いて、取締役の氏名と月額を直接書いてもよい。例「代表取締役○○○○の報酬を月額　　円とする」

会社法所定の意見・発言：なし（あれば、その概要を書く）

以上をもって議案の審議を終了したので、議長は午前・午後　時　分、閉会を宣した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役が次に記名押印する。

年　月　日

○○株式会社　（定時・臨時）株主総会

議長・代表取締役　○○○○　　印

出席取締役　○○○○　　印

出席監査役　○○○○　　印

議事録の作成に係る職務を行った取締役　○○○○

注：議事録には、議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名を必ず書く（会社法施行規則 72 条 3 項 6 号）。株主総会議事録には、会社法・施行規則が署名や押印を義務づける規定はありません（取締役会議事録は会社法 369 条 3 項で義務）。ただし、定款などで署名・押印を定める会社もあるため、自社の定款を確認してください。後日の証拠として、議長と出席取締役の記名押印をつけておくのが一般的です。登記に添付する場合の押印の扱いは、司法書士に確認してください。

注：議事録は、株主総会の日から 10 年間、本店に備え置く（会社法 318 条 2 項）。税務調査で役員報酬の根拠として確認されることがあるので、決算書類と一緒に保管する。

※このひな形は一般的な記載例です。定款の定め・会社の機関設計により必要事項が異なります。税務は税理士、法務は弁護士・司法書士にご確認ください。役員報酬の額が不相当に高額な部分は、定期同額給与でも損金に算入されません（法人税法 34 条 2 項）。中小企業節税ラボ（setsuzei-labo.com）